

令和4年3月22日

保護者の皆様へ

神戸第一高等学校
校長 岸本 二郎

新型コロナウイルス感染防止対策にかかる緊急事態宣言解除後の対応について

保護者の皆様におかれましては平素より本校教育についてご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、まん延防止等重点措置の適用期限が3月21日で解除されることを受け、県立学校あてに3月18日付で、「まん延防止等重点措置解除後の県立学校における対応について」が通知されました。

新規感染者数は減少傾向にあるものの、依然、家庭、高齢者施設や学校等においては感染が続いています。また、今後、年度末・年度始めの行事や人の移動が多い時期を迎えるなど、感染再拡大には十分警戒が必要です。感染再拡大させないためにも、今一度、一人ひとりの感染防止策として、必ず毎朝の検温を欠かさず、発熱等、体調不良の際は無理をせず登校を控えさせるとともに、3密を避ける、マスクを正しく着用する、黙食するなどのこれまでの対応を徹底いただきますよう、ご協力お願いいたします。

また、引き続き、コロナ罹患が疑われるような発熱等の体調不良の場合には、出席停止として欠席扱いとはいたしませんので、ご理解の上よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染防止にかかる出席停止の扱いとなるのは以下の場合です。

- ・医師や保健所により新型コロナウイルス感染症に罹患したと診断・判断された場合。
- ・医師・保健所より感染者の濃厚接触者に特定された場合。
- ・基礎疾患があり、主治医に登校を見合わせるように指導を受けた場合。
- ・本人や同居の家族が発熱等の体調不良である場合。

いずれの場合も、医師・保健所の指示する待機期間について、欠席としない出席停止として扱います。出席停止の扱いは、まずは学校へご一報いただき、後日、「学校感染症【新型コロナウイルス感染症】治癒証明書を担任から受け取り、ご提出いただく必要があります。

なお、部活動等についても県教育委員会の通知に準じ、制限を設けたうえで十分に留意しながら活動を許可することとしますが、別途特別な許可を得た部活動についてはこの限りではありませんので、各部とも必ず顧問に確認してください。